

『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』は 適切な入門書となっているか

伊勢田哲治

『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』は、日本人が動物倫理のみを主な話題として書いた本として、ほとんど前例がないものである（ほぼ同時期に田上孝一氏によって『はじめての動物倫理学』が公表されたが）。本書を手にとってはじめて動物倫理というものと出会う人も少なからずいるであろう。ただ、そうして興味を持って手にとってくれた人にとって、本書が動物倫理や本書の主要な主張となっている動物の権利論との幸せな出会いになるかという、いろいろ疑問符がつく。

以下では本書の「はじめに」と第一章を中心に検討していくが、そのあとの章についてもすこしコメントしたい。

1、入門書のあるべき姿について

著者は学説紹介型の入門書について、

そういう書き方は著者にとっても読者にとっても真剣に考えることにつながらないからです。(p. iii)

と述べ、本書の書き方については

私は、自分が真実だと思う考えを書きます。他の考えは、私が否定する考えとして、あるいは私の考えとは違う考えとして必要な限りにおいて紹介します。(p. iii)

とする。

この著者の入門書に対するイメージはわたしの理想と真逆である。わたしからすれば、著者が自分の立場ばかりを述べる入門書は分野への入門書としては分野のイメージが歪んで伝わるのであまり望ましくないように思われる。いろいろな立場を紹介することが

「真剣に考えることにつながらない」というけれども、それは動機づけのしかた次第だろう。多様な考え方を持つ読者が、それぞれに自分の考え方を補強するような議論や、自分が見落としていた論点などを知って考えを深めてくれるなら、十分それを手がかりに「真剣に考える」ことをうながすことはできるだろう。むしろ逆に、偏った情報に基づいて「真剣に考え」た場合、偏見を助長しただけだということにもなるかもしれない、それを本当に「真剣に考えた」と言って肯定的に評価していいのだろうか、という疑問が生じる。

大学の授業という場で使われる教科書として想定した場合には、教員と学生間の権力関係という別のやっかいな問題も関係してくる。教員があまりに特定の立場を押し付けてくるとき、それと異なる考えを持つ学生にとっては非常にストレスを感じる授業になるだろうし、気をつけなければなんらかの形でハラスメントのようになってしまうこともありうる。

それでも、その教科書で展開されている立場が説得力のある、魅力的なものだったり、挑戦的ながらも考えさせるものだったりするならば、ある特定の立場を強く主張することが教育的な効果を持つことはありうるだろう。しかし、以下で評していくように、本書の主張の特に倫理的な部分は議論の進め方に問題が多く、そうした教育的効果も本当に望めるか疑問に思う。

2、基本的人権について

2-1、基本的人権全般について

第一章で、本書全体にわたって使われる倫理的な枠組みが導入される。しかし、動物の権利という読者の日常的な直観に反するものを導入するための議論としては、本書の議論はあまりにあらが目立ちすぎる。以下、順を追って検討していく。

まず著者は「基本的人権」（これは憲法学の概念だと思うので、倫理学の議論をする際には単に「人権」というべきだと思うが、以下では著者の用法に従う）の導出を以下のように行う。

人間が人間として生まれた以上、生まれてきた人間にはしかるべき自然な成長というものがある……。 (p. 8)

生まれてきた人間には、そのようになる力、可能性があります。そうした可能性がある以上、それは自然に発展するべきだと思われます。もし自然な発展が挫かれたなら、残念です。……つまり、人間の自然な成長可能性を挫くべきではないのです。それが基本的人権の根拠です。(p. 8)

アリストテレス系の倫理思想の上に基本的人権を基礎づけようとしているのはわかる(実際この箇所の注ではヌスバウムが参照されている)が、さすがにこの論拠から現代権利論で想定されるような強い拘束力を持つ「基本的人権」を導き出すのは無理があるだろう。

まず、この議論は全体として「自然さからの議論」の構造をとっている。動物倫理の文脈では自然さからの議論はどちらかといえば反動物解放論の側によって用いられてきた(人間は雑食動物として進化してきたので肉をたべてよい、とか肉食はわれわれの文化に深く根ざした自然な行為なので続けるべきだとか)ので、その意味ではオリジナリティがあると言ってもいいのかもしれないが、自然さからの議論が(アリストテレスの時代はともかく)現代において説得力をもたないことにはかわりがない。定番の論点をいくつか挙げておこなうなら、そもそも「自然」の概念があいまいすぎて明確化するのが絶望的であること、われわれが自然と判断するものはただわれわれの偏見を反映しているにすぎない場合が多いこと、われわれが倫理的に望ましいと思っていることの多くが「自然」な事態の推移に介入する性格をもつこと(医療がその代表)などが挙げられる。

自然さからの議論であることを別としても何かが実現しないことが「残念」だということからそれを実現する「べき」という結論を導くのはあまりに飛躍が大きい(せっかく頑張ったのに金メダルをとれないのは残念だからといってみんなが金メダルをとるべきだということにはならない、など)。せめてどういう「残念」なら「べき」につながるかについてもう少し特定する必要があるだろう。さらにいえば、「残念」から導き出せるような「べき」が、「人権」のような拘束力のつよいルールを基礎づけるような「べき」になりうるのかというのもよくわからない。

このロジックによって基本的人権が基礎づけられるとしたら、最大の権利は「自然に成長する権利」で、他の人権が派生的権利として扱われるはずではないのか。しかし、自然に成長する権利なるものが基礎として扱われるというのは現実に認められている人権の

構造ともそっておらず、その意味でも人権概念がこのロジックで正当化されるとは考えにくい。

さらに、著者にとって「自然」でないような成長、著者に「残念」と思ってもらえないような成長は人権の対象にならないのだろうか。「自然さからの議論」を使った結果として、人権思想と似ても似つかないような、特定の間像だけが推奨され、保護されるような倫理システムが導き出されてしまう可能性があるように思う。

2-2、参政権

次に、著者は、「人間の理性的本性」に訴えて様々な自由権を基礎づけようと試みる (pp. 9-10)。そもそも人間が理性的存在だという規定自体、アリストテレスの時代ならともかく、現代にも通用する規定なのかという疑問がわく。むしろ認知心理学が明らかにしているのは、人間がそれほど理性的でもなく、むしろさまざまなバイアスに左右される存在だということである。だとすると、著者の理屈だと、バイアスのかかった判断をする自由はあるけれども訓練してバイアスのかからない判断をする自由まではない、というようなことになったりするのだろうか。政治参加の権利についても著者はこの「理性的本性」から以下のように導き出そうとする。

私たちには考える力があって、さまざまなことが分かります。そのおかげで私たちは政治的共同体を作って生きています。私たち一人ひとりの生活のあり方は、この政治的共同体によって大きく左右されます。ですから私たちは政治的共同体の意思決定から理由なく排除されるべきではありません。政治的意思決定から排除されたならば、自分の人生を自分で決める自律ということができなくなり、そういう人たちの人生は部分的に、政治的意思決定に参加する人たちによって支配されることになるからです。(p. 9)

人間はもともと自律的存在なので、社会を作って生きていく場合にも、社会の運営は人々が自律的に行うべきです。(p. 10)

これらの箇所、著者はわれわれが政治的意思決定に参加する権利(参政権)を持つという結論を導き出す議論をおこなっているようなのだが、とうてい議論として成立しているように見えない。「自律的存在」とはどういう存在なのか、またどういう意味であれ、

現在の心理学の知見を踏まえて考えたとき人間は本当に「自律的存在」なのか、個人についての自律と政治的意思決定はそもそも別ものではないのか、民主的意思決定などというものは近代にいたるまでほとんど存在していなかったのに民主的意思決定が人間の本性の一部だということがそもそも可能なのか、「政治的共同体によって大きく左右されます」ということから「ですから～排除されるべきではありません」というのはさすがにいくつか暗黙の前提を補わないと導けないと思われるがいったいどういう暗黙の前提を立てているのか、など、疑問はつきない。

2-3、危害をうけない権利

その次の危害原理の導出も同じような印象を受ける。

この中で、傷つけられるべきでないということは最も明白と思われれます。それは、すでに述べたように、苦痛を感じる当人が苦痛を嫌悪するからです。(p. 12)

当人が嫌悪するという事だけからその嫌悪の対象が禁止されるべきだということはもちろん論理的には導き出せない。選好功利主義を前提とすればもちろんある人が嫌悪する(負の選好を持つ)ものは負の価値を持つが、選好功利主義の場合はその負の価値を他の価値と比較して、何が優先されるべきかが決められるので、嫌悪の対象だからといって単純にするべきでないとはいえない。それ以外の倫理学理論でも、およそ「当人が嫌悪するから」という理由が単独で他者を強く拘束するような規範を基礎づけるということはないだろう。

2-4、殺されない権利

殺されない権利については、傷つけられない権利から導けると著者は考える。

私たちは、苦痛を嫌悪し、苦痛のない生に喜びを見出します。……殺されることは、身体が全面的に破壊されることです。……殺されることは身体が全面的に傷つけられることだと言ってもよいでしょう。……そうであれば、傷つけられるべきでないことが明白であれば、殺されるべきでないことは言うまでもあり

ません。傷つけられないという利益よりも、殺されないという利益の方がより根本的だからです。(p. 13)

ここは、意識してかどうかわからないが、微妙な誤謬推論が行われている。「苦痛」と「傷つけられること」は同じではなく、実際、苦痛をともなわない「傷つけられること」をわれわれが嫌悪するかどうかは自明ではない。苦痛を伴う「傷つけられること」でも、われわれは一律に嫌悪するわけではない（ファッションとしてタトゥーを入れる場合など）。ましてや「殺される」という形で「傷つけられる」ことが苦痛を伴わない場合や、むしろ苦痛をさけるために行われる場合、「殺されるべきでない」ということは明白ではない。このような指摘をするのは、まさに動物倫理の文脈において、シンガーが動物を苦しめることと動物を殺すことを明確に分け、多くの動物は「死」の概念を持たない以上「死なないこと」への利害も持たないと論じているからである。その指摘から逆に著者の議論を見直すと、細かく場合分けして考えるべきことをぜんぶどんぶり勘定でひとくくりに行っているためにあたかも議論が成り立っているかのように見えているだけではないかという疑いが生じる。

2-5、行動の自由の権利

行動の自由の権利についての議論についても同じようなことが言える。

もし行動の自由を奪われたならば、人生をよいものにしてくれる、ほとんどありとあらゆることができなくなります。……これでは何のために生きているのか分からない、と言っていいくらいでしょう。ですから、私たちの生が有意義なものであるためには、自由に行動できることが絶対に必要なのです。(p. 14)

ここでは、推論の問題としては「言っているくらい」という漠然とした前提から「絶対に必要」という非常に強い結論が導き出されていることが目につく。「有意義な生」という、これもまた定式化の難しい概念が使われているし、どのように「有意義な生」を定式化するにせよ、有意義な生を送ることが強い拘束力を持つ権利の根拠となるとどうしていえるのかも分からない。さらに、行動の自由がなければ有意義な生とはいえない、という考

え方は、寝たきりになった人はもはや生きている意味がないから延命する必要もない、というような主張にもつながりかねない（あとで p.50 あたりで動物について著者が述べているところから逆に考えると、著者は本当にそのように考えている可能性がある）。

3、「基本的動物権」

さて、以上のような基本的人権についての議論は、実は人間に限定されない議論であったことがわかる。それが本書の中心的なアイデアである「基本的動物権」の導出である。

このように見てくると、私たちに生命権と身体の安全保障権と行動の自由権があるのは、私達が細胞や組織や器官からできていて感覚能力があり、動きまわるような存在だからだということが分かるでしょう。言い換えると、私たちは動物だからこれら三つの権利があるのです。ということは、これら三つの権利をもつのは人間に限らないということでもあります。私たちと同じように動物であれば、人間という種に属していようと他の種に属していようと、同じように生命権と身体の安全保障権と行動の自由権があると考えられるのです。これらを私は「基本的動物権」と呼びます。(p. 15)

ここでは感覚能力や運動能力そのものから通常人権と呼ばれているものがダイレクトに導出できるという議論をしているように見えるが、ふりかえれば p. 8 あたりでは「自然な成長可能性」から人権を導き出そうとしていたはずであった。それは一体どうなったのか。成長可能性はないが感覚能力や運動能力は備えているような場合、これらの権利はあるのかなのか。

ここでの議論に注意を集中するなら、感覚能力や運動能力があるという事実から著者のいう三つの権利が導けるというのはどうやってつながるのか。感覚能力と運動能力だけであれば、脊椎動物のような中枢神経系を持たない動物（たとえば昆虫）でも条件を満たすが、それもみな人間と同じだけの人権相当のものを持つとみなされるのだろうか。三つの権利を導き出す際には、有意味な生など、本当に人間以外にも当てはまるのか検討が必要な前提も使われていたと思うが、それはどうなったのか。

ちなみに、シンガーやレーガンの動物倫理においては、動物への配慮はこうした飛躍し

た推論の積み重ねで導き出されているわけではない。われわれが人間に対しては配慮する義務を負うということが大前提としてまず共有し、その義務を動物に拡張しない論拠となりそうなものを片端から潰していく、というやりかたで反対者を説得していく。そこで強力な議論上の力を発揮するのが「種差別」の概念や「限界事例からの議論」である。そのルートをとらず、いわばなにもないところから手品のように動物の権利を導出しようとするのはさすがに無理があるのではないだろうか。

4、自然権

著者は、「基本的人権は約束事ではありません」(p. 19) という。著者によれば「基本的人権は自然権」であり、「自然権の要点は、人間が作ったのではない権利・道徳的秩序ということです」(p. 19) という説明が続く。

人間が作ったのではない権利がどうして存在しうるのか、われわれはそうした権利についてどうやって知ることができるのかについて著者がどう考えているかを読み取ろうとしてこの前後を読んでも、答えはない。ただ、基本的人権は自然権だということが宣言されているだけである。それでも議論のようなものを探すと、以下の箇所が見つかる。

権利の主体に守られるべき利益があるから、権利の主体はその利益を守ろうと努力するのであり、そのことが分かる私たち人間は、その権利を尊重する義務を負うのです。(p. 20)

なぜ義務を負うのかこの説明では納得いかない、という点は繰り返しになるのもういいとして、ここでの言い方からすると、権利主体が守ろうと努力しているものについては尊重の義務を負うが、そうした努力が伴っていないものは特に尊重しなくてもいいようにも読める。それは、ここまでで展開されてきた広範囲に保護される基本的動物権よりだいぶ狭い権利ということになるのではないか。自然権という概念を導入し、それについて論じることで、かえって著者の考える権利というものがどういうものかの像がぶれているように見える。

5、植物の扱い

以上のような疑念はありつつも、仮に著者のここまでの議論を一応受け入れたとした場合、感覚能力も運動能力も持たない植物が権利を持たないのは改めて論じる必要がないように思われる。しかし、著者はなぜか植物の扱いについて論じ直す。

樹木をノコギリで伐っても、なんら間違いではありません。他方、犬をノコギリで切るとは、おぞましいほど酷いことです。切られる犬は、さぞかし痛いだろうからです。(p. 23)

広い意味での「生物」に価値があるとしても、その価値は私たちの行動を制約するようなものではありません。(p. 23)

痛みを感じるかどうか、配慮の対象になるかどうかの分かれ目になるというのは、動物倫理で何度も使われてきた基準なのでつい違和感なく受け入れてしまいそうになるが、ここまでの議論では自然な成長可能性や感覚能力と運動能力のセットが根拠として使われてきた。自然な成長可能性であれば植物でも持っているわけだから、成長を妨げてはいけないということにはならないのだろうか。感覚能力と運動能力を根拠にするのなら、ノコギリで切られているという情報を感覚器官で受け取ってノコギリから逃げる方向に運動するという運動能力がありさえすれば「基本的動物権」が発生するはずで、犬がそれを痛みとして意識するかどうか自体は重要ではないことにはならないのか。そうではなく、やはり倫理的な配慮は「痛み」に対して求められるのだということであれば、ここまでの議論はなんだったのか。「権利」を考える上で、自然な成長可能性と感覚能力・運動能力と苦痛と、著者の中でどれに力点があるのかくらいははっきりさせてほしい。

さらに、植物が動物のような意味で配慮の対象にならないとしても、「その価値は私たちの行動を制約するようなものではありません」というのは逆に言いすぎではないのか。「権利」による制約以外はわれわれの行動への制約にならないという考え方をしているのであれば、それはあまりに素朴にすぎるだろう。われわれが現に受け入れている倫理の中には、特に権利と対応関係を持たないけれどもわれわれをさまざまなレベルで拘束するような価値が存在する。たとえば相手に「親切にしてもらおう権利」がないとしても、「他人には親切にしてあげましょう」という規範は成立する。生命の価値も、そうした弱い拘束の根拠くらいにはなりうるのではないか。

6、第一章の細かい点

p. 6 「労働への権利は、雇用してもらう権利であり」

憲法で認められる労働権は雇用機会の確保程度までで、雇用してもらうこと自体への権利は認められていないのではないかな。

p. 24 「私たちの多くは、自分が死んだらどうせ焼かれてしまうのだから臓器を提供してもよいと感じるでしょう。さらに、心臓が止まった後の臓器よりも心臓が動いているときの臓器のほうがよいということであれば、脳死体になったときに臓器を提供してもよいと感じるでしょう。」

それがまったく自明なことでないから脳死臨調が議論をかさね、臓器移植法ができるまでかなりの紆余曲折があったわけである。少なくとも、現在のわれわれのこの問題への感じ方は現在の社会情勢に大きく影響をうけており、ここで行っているような基礎的な価値論の問題について証拠として出せるような性格のことではないと思う。

7、第二章以降の細かい点

今回、第二章以降について網羅的にコメントすることはできないが、いくつか気になったことをページを追って書き出しておきたい。

p. 33 「動物解放論」

これはシンガーやレーガンの立場を総称する言葉として使われることが多いタームなので、わざわざ違う意味でここで導入するのは、動物倫理について中途半端に聞きかじったことのあるような読者を混乱させたり誤解させたりする可能性がある。(実際、以前、「動物解放論」という言葉の語感だけから、シンガーがここで著者が言うような意味での「解放」を求めていると誤解している人と会ったことがある。)

p. 36 「動物所有権制度によれば、もし材木が所有権の対象であるように犬も所有権の対

象であるならば、材木をノコギリで切つてよいように犬をノコギリで切つてもよいのです」

動愛法のような枠組みが現実存在するのにこの言い方は乱暴にすぎる。

p. 37 「どうして動物所有権制度は正しいのでしょうか。……動物所有権制度は、現状だとか、伝統だとか既成事実だとか、そういった説明しかできないのではないのでしょうか」直前で「重要な利益」は尊重しなくてはならない、という議論は認めているので、「動物を所有することも重要な利益だから」で答えになるのでは。

p. 50 「私は、工場式畜産における動物の生は、苦痛にみちた拷問のような生だと思います。」

工場畜産にもさまざまなバリエーションがあり、近年では欧州を中心に動物福祉の工夫がなされた工場畜産も発達している。そうした配慮が進んでも「苦痛にみちた拷問のような生」だと言えるだろうか。言えると思うなら、それは「自分だったらいやだ」という、人間としての自分の気持ちを勝手に投影しているだけではないだろうか？実際に調べたときに、動物福祉に配慮された畜産において「拷問のよう」という形容があてはまるような痛みやストレスのレベルが検出されるだろうか？

p. 50 「牛も豚も鶏も、それぞれ「ああ、生まれてきてよかった」と感じているでしょうか。そうは思えません。」

生まれてきてよかったと感じるためには「生まれてくる」という概念を理解している必要があると思うので、牛や豚や鶏はどんな境遇だろうと「生まれてきてよかった」とは思わないのではないか。ただの揚げ足取りのように聞こえるかもしれないが、これは何を利害としてカウントするかという重要なポイントと関わりうる問題である。

p. 53 「動物福祉論は、五つの自由は尊重しなければいけないけれども殺害からの自由は尊重しなくてもよいと考えているのかもしれませんが。もしそうであれば、動物福祉論は内的に不整合です。というのは、動物が殺される時、同時に五つの自由も否定されるから

です。」

ここに内的不整合を読み取るということは、著者は動物福祉における「自由」を、基本的人権の一つとしての自由権のように捉えているのだと思われる。しかし、動物福祉論では、別に五つの自由を基本的動物権として設定しているわけではなく、われわれが動物を利用し飼育する中でできるだけ配慮しなくてはならない配慮事項として列挙しているのではないだろうか。

p. 54 「動物の権利という考えに基づいた菜食主義の中には、乳菜食主義や卵菜食主義という変わり種があります。」

19世紀以来のベジタリアニズム運動の本流となってきた考え方を「変わり種」あつかいするのは、ベジタリアニズム運動の紹介のしかたとして読者の認識を歪ませてしまわないだろうか。

p. 61 「動物実験の三原理は、功利主義の考え方とも合致している」

功利主義はすべての関係者の幸福と不幸を総和して何が善か判断するので、動物の不幸をへらすことのみに着目する動物実験の三原理はあまり功利主義的ではない。

p. 63 「もし新しい知識が動物の命を犠牲にしないでは得られないとしたら、それでも新しい知識を手に入れる価値があるでしょうか。ないと思います。」

ここに限らず著者の立場が強く断定されている箇所が目立つが、ここは多くの生命科学系の研究者が「あると思います」と逆の断定をするところだろう。お互い断定しあうだけでは、それ以上話はすすまない。こういうところを見ると、本書のような書き方が本当に序章で言っていたような「真剣に考える」ことに資するののかという疑問がわく。

p. 64 「医学の発展に役立つということで動物を犠牲にすることが正当化されるならば、同じことで人間を犠牲にすることも正当化されます」

こういう話をするなら、やはり種差別や限界事例をめぐる議論は第一章で導入しておくべきだったのではないか。ここでいきなりこの話を持ち出すと、医学研究の価値について

の話から逃げようとしているようにも読めてしまう。

p. 67 「ここで一つ、高名な分子生物学者の話をさせてください」

このエピソードの時期は 1974 年ということだが、現在の動物実験の話をしていたはずなのに、動物福祉という概念すらまだ確立していなかったような時期のエピソードを持ち出し、「このような科学者の暴走」(p.68) と、まさに今そこで紹介された考え方に基いて科学者たちが暴走しているかのように言うのは印象操作ではないのか。(このエピソードはシンガーの『動物の解放』で紹介されているものだが、『動物の解放』の初版が 1975 年であることを考えれば 1974 年のエピソードが紹介されているのは自然である。ここで問題にしているのはそれを 2021 年初版の本に大した注記もなく転載するのが果たして適当なのか、という問題である。)

p. 69 「素人の一般国民にとっても、刑事裁判の被告人が有罪か無罪かを判断するのに比べたら、動物実験が犯罪になるかどうかを判断するのは容易いと思います。」

動物実験が犯罪となる際の構成要件としてどういうものを著者が想定しているか、審査の方法としてどういう手続きを想定しているのかはわからないが、容易いということはまずないと思う。こうした安易な断定をすると、動物実験関係者からは本書はまともに読んでもらえなくなるだろう。動物の境遇の改善という観点からすると、動物の権利論者がまともに話のできる相手ではないと思われることは大変残念である。

p. 76 「象も虎もライオンもキリンも外来種です」

これらの動物は野生で定着しているわけではないので外来種とは呼ばないと思う。p. 138 ではきちんと「外来種」の定義が参照されていて、その条件をここで挙げられている動物たちは満たしていない(生態系に「導入」されていない)ことが著者自身としても確認できるのではないか。

p. 76 「調査・研究といっても、動物が不自然な環境に置かれたときにどうなるかを実験しているわけではないでしょう。」

動物園で調査研究できることとして、野生でも飼育下でもあまり変わらない行動については飼育下の方が観察しやすいという利点があるだろうし、生理的な特徴や知能などについてはむしろ飼育環境下でなければ調査できないこともあるだろう。動物園で何の調査・研究もできないかのように言うのはさすがに情報の与え方がフェアではないだろう。

p. 79 「イルカにとっては、ショーは毎日の強制労働です」

「強制労働」という言葉につきまとう負の価値判断（いわゆる二次的評価語の一種）を使って規範的な結論を導いているように見える。確かにイルカにはショーに参加しないという自由がないという意味で「強制労働」だが、それが本当に悪いことなのかどうかはレトリックにたよらずに検討する必要があるだろう。実際、退屈な飼育環境下では、ショーに参加することが福祉の向上につながることはなくはないだろう（そもそも退屈な飼育環境そのものに問題があるというのも確かだが）。

p. 85 「競走馬の労働はより過酷と思われます」

鞭で打たれて全力疾走することをもって過酷だと判断しているようだが、それが馬にとってどれだけの苦痛やストレスなのかということ調べずに、「過酷」かどうかは判断できないのではないか。肝心の苦痛やストレスに関してイメージだけで語っているように見えてしまうのは、それぞれの業界の関係者に真面目に読んでほしいのであれば、避けたいところである。

p. 87 「他の動物と何の付き合いもない、他の動物のことをまったく知らないのでは、他の動物の気持ちに共感することは困難でしょう」

伴侶動物についてこの理屈を認めるのなら、動物園についても、遠い異国の動物に共感するためにはその動物種との「付き合い」が必要だ、という理屈を動物園を支持する側の論拠の一つとして認めてもよかったのではないか。

p. 89 「ですから、犬や猫がしぶしぶ人間のところにいるのか喜んで人間のところにいるのかの判定は、野生で生きるのと人間に飼われるのとどちらが動物にとって得になるの

か、という損得計算になります。」

「しぶしぶ」か「喜んで」かは動物の心的状態なので、動物の心的状態を直接調べるべきではないのか。人間が勝手に行った損得計算がなぜ動物の心的状態の判定基準になりうるのか。

p. 90 「これは要するに、犬や猫を出入り自由、放し飼いにするということです。」

著者は動物の自由権の観点から放し飼いが望ましいと考えているようだが、それは動物をさまざまな危険にさらすことでもあり、一般にはむしろ無責任な飼い主として批判される飼い方である。自由についての伝統的な議論の用語でいえば、これはパターナリズムが発揮されるべき場面ではないのか。

p. 98 「相手の苦境・窮状につけこんで自分の利益を得ることを搾取といいます」

伴侶動物が野生では死ぬからといって飼育を正当化するのが搾取だ、というわけであるが、ここで例として使っている百万円の浮き輪の例は、伴侶動物の例とうまくアナロジーになっておらず、「搾取」という言葉を使った印象操作にもなりかねないので注意が必要ではないか。

p. 107 「競馬も動物への重大な虐待」「盲導犬も動物虐待に当たる」

競馬については本文ではどのくらいの苦痛やストレスが競走馬に与えられているか検討されていなかったのにここで「虐待」と断定するのは飛躍であるし、盲導犬についても本文では「搾取」だとは論じていたがそれが「虐待」だと言うのは飛躍ではないか。

p. 114 「人間はもはやこれ以上、野生で生きていけない動物を繁殖させるべきでないでしょう。」

すこし前 (p. 90) では「子供を産み育てるといふ喜び」が動物の利害の一つとして挙げられていたが、それは尊重しなくてよいことになったのか。p. 126 でも野生動物について「そのためには、不妊化という方法が考えられます」と言っているが鹿や猪の「子供を産み育てるといふ喜び」を尊重しなくていいのか。

p. 115 「人間が開発し暮らしていく地域、人間が野生動物に入ってきてほしくない地域です。これを「開発区域」と呼びましょう。」

もし著者が主張するように野生動物に「行動の自由の権利」を認めるのであれば、ここでいうような「開発区域」を設定すること自体動物の権利の侵害となるのでは。

p. 123 「例えば、防護柵によって鹿や猪が農地に入れないようにするのは。これで、鹿と猪は基本的に防ぐことができます。... そうした被害にあっていない農家と比べて競争上、不利になるかもしれません。その場合には、不利な競争をするよりも、野生動物に食べられない作物に転換することが適切かもしれません。」

実際にはただ防護柵を作ったからといって獣害がなくなるわけではなく、苦勞されている地域が多いと思う。作物を転換しろというのも当事者から見れば部外者の無責任な発言と聞こえるだろう。害獣駆除などに直接関わる人たち、ということは動物の権利論について知ってほしい当の相手に対してただ悪印象を残すだけになってしまわないだろうか。

p. 141 「動物は日本に行こうと思ってはいなかった」

しかし「日本には行くまい」とも思ってはいなかっただろう。そういう場合、日本に行くかいかないかということについてその動物はそもそも利害を持っていると言えるのだろうか。

p. 153 「人間中心的解釈」

人間中心的だけれども動物や環境にも一定の配慮はする、というような解釈もありうるだろうし、「人間中心的」という言葉でここで紹介された伝統的解釈を名付けるのはちょっとラベルが大きすぎるのでは。

p. 182 「しかし、人を殺すことを合法にするような法律は、道徳的に間違っています。すべての人に、殺されない権利があるはずです。」

著者の死刑反対論が述べられている箇所だが、著者の「基本的動物権」の考え方によれば

行動の自由の権利もあったはずなので、同じ理屈で犯罪者を拘束すること自体も道徳的に間違っていることになりはしないか。

p. 186 「これだけのことを確認しておいて、もう一度、着床前診断の問題に取り組んでみましょう。」

ここで著者は着床前診断が「優生思想」を背景にしているからという理由で着床前診断に反対する運動に理解を示すのだが、本当に着床前診断はここで説明されている意味での優生思想を背景にしているだろうか。特に、着床前診断に賛成する人は、すでに生まれてきた障害のある人を殺すという判断に本当に賛成するだろうか。本書のメインテーマからは離れるとはいえ、安易に一つの見解に乗りすぎではないか。

8、まとめ

本書が前例の少ない貴重な仕事であるという評価は変わらないものの、内容的にはいろいろ「こうあってほしい」と思わずにいられない部分が目につく。その一部は、そもそも入門書において著者がめざすものと評者がめざすものがだいぶ違っていることにもよるのだろう。しかし、その違いを差し引いても、なおいろいろ改善が可能な点はあるのではなかろうか。